

島田市立島田第一小学校 いじめ防止基本方針 (R5)

基本方針

- 「いじめはどの子供にも、どこでも起こりうる」という視点を持ち、未然防止と早期発見する体制づくりと指導を行う。
- 「子供が自ら学び、輝く授業」を研修主題に、子供が自己肯定感、自己有用感を高め、自己指導能力を育む授業を行う。
- 「自分も相手も大切にする子」を目標に、思いやりの心を持ち、自律しつつ集団の中で共生できるよう子供を支援する。
- 地域社会、家庭、関係機関との連絡を密にし、チーム学校として連携していじめ問題の克服に努める。

【保護者・地域との連携】

- 積極的な情報発信、情報交換に努める。
 - ・学校だより「わかあゆ」等での周知。協力依頼。(SC、巡回相談事業、教育相談の日程。規範意識。人権)
 - ・家庭連絡、保護者面談、ケータイスマホ講座(4, 6年親子)
- 道徳、特別活動、学校行事の公開

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 日頃から児童についての情報交換を密にする。
 - ・学年会、ほかほかタイム、打ち合わせ、児童を語る会 等
- 資質能力向上、共通理解を図る校内生徒指導研修会
 - ・子供の情報、いじめ防止対策、組織的対応、解決の指導手順。
- 学校生活アンケート結果(数値)を考察(C)し、基本方針を修正(A)していく。PDCA サイクル。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等、専門家との情報交換と、必要な協力要請。
- 幼稚園、保育園、中学校との連絡、連携
 - ・園から新入生についての情報を得る。
 - ・中学校区合同研修での情報交換。

いじめ対策委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、当該学年担任及び主任、(必要に応じ養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA 役員、スクールサポーター、地域代表等)

全教職員

【未然防止】

- いじめが起きにくい人間関係作り
 - ・何でも言える温かな学級、共に学び合う学習集団(支持的風土、規律と秩序づくり)
 - ・日常的な「よさ」を見つける関わり。
 - ・多様なかわりを生み出すソーシャルスキルトレーニングの実施。
- 自己有用感、自己肯定感を育む
 - ・人の役に立つ喜びを感じられる体験活動、特別活動の推進。
 - ・教師による見取りと具体的な価値付け。
- 子供自ら考える場や機会の設定
 - ・アドラー心理学をベースにした【勇気づけ】と、自己肯定感を高める取り組み。

【早期発見】

- サインをキャッチする。
 - ・児童との信頼関係の構築に努め、変化や危険信号を見逃さない。アンテナを高く保つ。
 - ・「ほかほかタイム」の活動を通して、「気づく力」「伝える力」を育てる。
- いじめを訴えやすい体制、環境の整備
 - ・定期的ないじめについてのアンケート調査の実施。長期休業前後に問題をつかみ即対応。(5月末、7月末、10月、12月、2月末)
 - ・保護者からの連絡を確実に共有する。
 - ・相談室、保健室、SC、SSW の積極的な活用

【早期対応】

- 事実の正確な把握と組織での対応。(報連相)
 - ・いじめ対策委員会による迅速な方針決定とケース会議の実施。職員の役割分担の決定と早期対応。
 - ・客観的な事実関係の速やかな調査(いつ頃、誰、どんな、背景事情、人間関係、学校や教員の対応等)→一報メモの活用
- 加害者、被害者の両保護者と、いじめ事案に係る情報の共有を図る。
- 学校で把握したいじめの市教委への報告。

【継続支援・重大事態への対応】

- 重大事態発生に対処する校内組織の設置。市教委との連携。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめの行為を市教委報告。→警察署への通報。
- 当該の子供への懲戒(学校教育法第11条)
- 市の基本方針に従い、解決の手順を共通化する。
 - ・①徹底的な真実の追求②双方の保護者への説明③被害児童を守り支援④加害児童への厳しい指導⑤謝罪の会を開く